



貸与型奨学金の利用は 想定外を想定して

親子で協力して利用したい 貸与型奨学金

前回、人生の三大支出の中でも「子どもの教育費」には他の2つと異なる特徴があるとお伝えしました。そこには、親の子どもに対する責任感や愛情というものが関係していると考えられます。

通常、買い物をしたいのに手元資金だけでは不足するとき、買い物自体をあきらめるのか、必要額が貯まるまで先送りするのか、安価なものを探すのかなど、多くの選択肢から解決策を探そうとするはずですが、**子どもが大学や専門学校に合格すると、学校に提示された費用を「必ず払う」という選択肢しか目に入らず、不足分を借りて用意しがちです。**

親の頭の中には、「教育」という買い物は、普通のショッピングとは違うという前提が存在しているようです。子どもの進学希望先の費用を用意した上で受験させるのではなく、子どもが進学を望む学校を受験させ、費用について考えるのは合格後ということもあります。「奨学金」や「教育ローン」の

利用は遊ぶための借金ではないのだから「良い借金」であり、同時に、自己資金で進学費用を準備できなかった負い目もあって、どのような名目であれ親自身が返済するつもりで、子どもに奨学金の利用を勧めることもままあります。

返済してやるつもりではあったけれど、これまで貯めてこられなかった親が簡単に返済に回す資金は無く、返済の自覚の無いままに返済がスタートして戸惑う子どもの姿があることも。子どもを苦しめたいと思う親はいませんが、愛情だけでお金を用意することはできません。**教育資金の借り入れについては、お金の面での親子の未来を冷静に見通すようにしましょう。**

不足する教育資金の 調達法いろいろ

教育資金が足りない場合、その不足分を補う方法はいくつか存在します。たとえば、

- 次のような方法です。
- ・ 祖父母からの援助（祖父母に経済的余力が必要）
 - ・ 特待生制度に該当（進学先の学校が定める厳しい基準を満たし続ける必要あり）
 - ・ 親が収入を増やす（できるならとつくりしている）
 - ・ 子どもが収入を得る（アルバイト収入で不足分を充足できるか不明）
 - ・ 給付型奨学金を受給（基準が高く、人数の枠は少なめ）
 - ・ 貸与型奨学金の受給（一定の基準を満たす必要あり。利息が必要なことも）
 - ・ 教育ローンの利用（一定の基準を満たす必要あり。利息上乘せで返済が必要）
- わが家がどのような方法を取ることができなのかは、次の順番で考えます。「①タダでもらう」→「②無利息で借りる」→「③利息は付いても低い利率で借りる」→「④たとえ利率が高くても将来返済できるよう



菅原 直子

らいふでざいん菅原おふいす代表

【すがわら・なおこ】

教育資金コンサルタント。1997年よりファイナンシャルプランナー。学校や地方自治体、企業等での進学資金・ライフプラン講座にて子育て世帯にかかせないお金の知識をわかりやすく解説。高校生向けの奨学金セミナーや新聞・雑誌等に教育費に関するコメント・執筆も。「子どもにかかるお金を考える会」「働けない子どものお金を考える会」メンバー。

【図表1】日本学生支援機構貸与型奨学金の貸与額

(単位：円)

奨学金種類		進学先 通学形態	国公立		私立			
			大学・短大・専門学校		大学		短大・専門学校	
			自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
月額	第一種	最高月額	45,000	51,000	54,000	64,000	53,000	60,000
		最高月額 以外の金額	-	-	-	50,000	-	50,000
			-	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
			30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000			
	第二種	20,000 ~ 120,000 (1万単位)						
一時金	第二種	10万~50万 (10万単位)						

- *私立大学の医学・歯学課程は16万円（12万円+増額4万円）、私立大学の薬学・獣医学課程は14万円（12万円+増額2万円）の貸与月額可
- *貸与期間中、必要に応じて貸与月額の変更可
- *奨学金貸与期間：機構が認めた貸与始期から在学する学校の修業年限の終期まで
- *申込は高校在学中の「予約」採用、進学後の「在学」および年度途中に家計が急変した際の「緊急・応急」採用がある

なら借りる」↓「⑤将来の返済見通しが立たないので借りない」。

それぞれの具体的な制度や商品も調べて、将来への影響を考えます。①の「タダでもらう」のうち祖父母からの援助は、お金と一緒に口も出されることがあり、受験先の選び方によっては出しかけたお金を引っ込められたというケースがあります。

また、給付型の奨学金を得られることに

借りる前に返済の重みを徹底して教えて

なっても、基準を途中で満たせなくなつて4年間受給できなければ資金不足に陥ります。

②～④の「借りる」については、利息の有無の違いはあつても、将来返済するといふ重荷を背負うこととなります。返済できるだけの収入を得られるかどうか、社会経験のある親も一緒に考えるべきでしょう。

④と⑤のはざままで揺れ動いた場合、進学を諦めることにもなりかねませんが、長い人生を真剣に見通そうとする際の選択肢として、⑤は常に用意しておきたいものです。

大学入学前に予約できる奨学金は、進学資金計画を立てる上でとても有効です。返済不要の給付型奨学金にも入学前予約型は存在しているものの、成績や収入基準が厳しく、貸与型奨学金に比べて該当する可能性はかなり低いと思われまふ。

そこで、「日本学生支援機構（旧日本育英会。以下、機構）」という団体の貸与型奨学金の利用が現実味を帯びてきます。機構の奨学金は、原則、子どもが通う高校を窓口として予約申込手続きを行います。2種類の貸与型があり、利息ナシの第一種は高校3年生の5～6月にかけて申込日が設けられており、利息アリの第二種は同じ時期に加えて秋にも申込が可能です（在籍している高校に要確認）。申込から数か月後に「奨学生」の採用通知が届けば、月額2～12万

円が「進学後」の進学届提出により子どもの口座に月々振り込まれます【図表1】。

貸与型奨学金で「返済のうっかり」を引き起こさないための注意点がありません。

貸与型を利用したとき、お金を受け取ることを「受給」と言いますが、「もらう」と表現する人が存在します。奨学金担当の高校の先生の中にも、文字で書くときには「受給」とか「貸与」と表記するのに、口頭では「もらう」と言う場面に何度も遭遇しました。大人が「もらう」と言い続けると、貸与型奨学金の契約は子ども自身が確かにしたのだけれど、実はしっかり理解していないと、本当に「もらった」気になるという大きな勘違いをすることがあります。これでは、卒業後に返済する自覚など持てません。

また、進学後に不足するお金を用意できたことに安心してしまつて、申込時に将来の返済計画までも立てない親子も多いのですが、これも子どもの返済に対する自覚が不足する要因です。貸与型奨学金は、子ども自身が借りて子ども自身が返済の義務を負っていることを、しっかりと理解させるためにも、利用手引きや申込の書類などを一緒に読み込んで親子で理解するようにしましょう【図表2】【図表3】。そして、生活費の中に借金の返済があることの大変さを、住宅ローンなどを引き合いに出して、具体的に伝えてください。

いわゆるブラックリストに情報が載ると、クレジットカードを使えなかったり、自動車

【図表2】「第二種奨学金」貸与額別の返還額一覧

貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	貸与利率例 (%)	返還総額 (円)	返還月額 (円)	返還回数 (年数)
20,000	960,000	0.01	960,475	8,004	120 (10年)
		0.14	967,391	8,061	
		3.00	1,126,462	9,386	
50,000	2,400,000	0.01	2,401,847	13,343	180 (15年)
		0.14	2,426,987	13,483	
		3.00	3,018,568	16,769	
80,000	3,840,000	0.01	3,843,932	16,016	240 (20年)
		0.14	3,896,752	16,235	
		3.00	5,167,586	21,531	
120,000	5,760,000	0.01	5,765,970	24,025	240 (20年)
		0.14	5,845,189	24,354	
		3.00	7,751,445	32,297	

- * 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金の第二種奨学金(有利子)は2~12万円を1万円刻みで選択可。
- * 返還回数と返還月額は一定の計算式によって決まっている。繰上返還は可能。
- * 貸与利率は貸与終了時(卒業時)に決まり、0.01~3.00%(上限)の間。
- * 利息の計算は「利率固定方式(返還期間を通じて固定)」と「利率見直し方式(5年ごとに利率見直し)」から選択。
- * 上記貸与利率例 0.01%は平成30年度3月に貸与終了した貸与月額2~12万円の利率見直し方式の利率、0.14%は平成30年度3月に貸与終了した貸与月額2~12万円の利率固定方式の利率、3.00%は貸与利率上限の利率。
- * 最終回に端数調整あるため、返還月額×返還回数と返還総額は一致しない。
- * 日本学生支援機構等の奨学金は返済することを「返還」と表記する。

「借りる時」と「返す時」で数年の開きがあることに注意が必要。数年あれば金利は変動する可能性が高い。右はあくまでも現時点での金利



保証制度を親子で理解する

を月賦で購入できないなど、お金の面での信用を失いますから。

貸与型奨学金では、まだ社会的信用のない子どもが数百万円もの借金をするために、保証人を立てるか、機関保証を選ぶ必要はありません。保証人を立てる場合、親は連帯保証人になります。子どもが返済を滞らせると親が返済を肩代わりすることになるので、親も支払いができずに親子での自己破産ということもありません。

機関保証の利用は、保証料が必要で、毎

【図表3】貸与終了から返還終了まで



払えなくなりそうになったら、すぐに相談や猶予等の手続きを行う

回の貸与額から天引きされます。第一種2万円を4年間借りると、保証料は月額500円。振り込まれる奨学金は1万9500円になります。第二種10万円を4年間借りると保証料月額は5390円。貸与額の95%の9万4610円しか振り込まれません。借りるべき貸与額は保証料を含めた金額で考えるようにします。

なお、機関に保証してもらった子どもが返済を滞らせると、機関が日本学生支援機構に残債を返済(代位弁済)し、その額を子どもに請求してきます。保証料は返済の肩代わり料ではないことに注意しましょう。

貸与を続けざるを得ず借金が膨らんだ大学生

入学金と初年度の学費は親が用意してく

れたBさん。合格した大学は自宅から少々遠かったのですが、通学費と一人暮らしの生活費を比べた結果、親と相談して自宅暮らしを選びました。2年生以降の学費として機構の貸与型奨学金を申込、1年生で受け取った奨学金を貯めて2年生の学費に、2年生の奨学金を3年生の学費に、3年生の奨学金を4年生の学費に充て、合計で3年間貸与を受ける予定で大学生生活をスタート。申込時にはおおよその返済計画を立て、平均的な給料を得られる就職ができれば十分返済できると考えました。ところが、学生生活が始まると、学校納付金以外にも教科書や学校推奨パソコン、研修旅行費などが必要で、当初の貸与額では足りません。理系で授業が忙しい上に通学時間が長いのでアルバイトもままならず、貸与額を増やして、年数も4年間に延長して乗り切ることに。返済は厳しそうだと途中で気づきましたが、借り続けなければ大学生卒業資格を得ることはできません。就職活動中は就きたい仕事よりも給料の額が気になって仕方ありませんでした。初任給の額こそ高い会社に就職できたものの長く続かず、今は奨学金の返済を待ってもらっている状況です。

貸与型奨学金だけで学費を工面する場合、予定よりも必要資金が多くなると、もつと借りなければ学業を継続できません。漏れの無い情報収集が重要です。そのためには、オープンキャンパスで具体的に質問

【図表4】貸与型奨学金の返還が困難になった場合の選択肢

制度	内容	
減額返還	災害、傷病、その他経済的理由によって約束の金額の返還は難しいが、金額を減らせば返還可能な場合に約束の1/2、または1/3の額を返還する。毎月の返還額を減らした分、返済期間は延びる。返還総額が減るわけではない。	
返還期限の猶予	一般猶予	傷病、失業中、生活保護受給中、産前休業・産後休業および育児休業、留学等により、一定期間返還期限を先延ばしできる。通算10年が限度だが、理由により制限がない場合も。
	猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の返還期限猶予	「猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金」の貸与終了者が対象で、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願出により返還期限の猶予ができ、期間の制限がない。
所得連動返還方式への変更	平成29年度以降に第一種奨学生になった場合、定額返還方式から変更できる。機関保証の選択が条件の為、人的保証の場合には保証料を一括で支払って機関保証に変更要。返還月額を減らした分、返還期間は延びる。	
返還免除	奨学生本人の死亡や精神・身体の障害により残っている返還額の全部または一部の返還を免除されることがある。	

- * いずれも願出が必要で、必ずしも認められるとは限らない。
- * 返還を滞らせる前に手続きをする。
- * 日本学生支援機構等の奨学金は返済することを「返還」と表記する。

したり、募集要項の「学費」の表の欄外の小さな説明書きを見逃さないことです。

なお、奨学金の返済が難しいとき、正式な手続きを踏めば、返済を一定期間待ってもらえる制度があります【図表4】。待ってもらっている間に、次の仕事を探したり、病気がかかった場合は治すようにするなど、生活を立て直します。ただし、返済期間が延びるだけで返済自体が免除になることはありません（本人の死亡等除く）から、何年かかっても必ず返済しなくてはなりません。

想定外の退職で返済が難しくなった夫婦

Cさん夫婦は2人とも出身地とは異なる都市部の大学へ進学し、その地で就職して、収入は平均程度です。子どもがほしい家も買いたいのし、何より2人とも奨学金の返済があつたので、共働きを続ける予定でした。

第一子妊娠を機に自宅を購入したので、出産後、いわゆる「保活^{ほかつ}」がうまくいかず、子どもは保育園の待機児童に。自宅は通勤の便が良く、生活環境を気に入っていますし、購入時よりも売却価格は下がります。手放して他に転居することは考えられません。妻の勤務先は子育てに理解はありましたが、妻の休業中の仕事を割りふられる同僚たちは大変そうに見えました。妻は、いったん仕事を辞め、保活を続けながら再就職の道を探すことにしました。

妻の返済額については、「産前休業・産後休業および育児休業により、無収入・低収入のため、返還困難」な場合は待つてもらえます。妻の「失業・経済困難」を理由に一定期間待つてもらうこともできます（夫の収入によってはこの限りではない）。けれど、共働きを前提とした家計は、妻の収入が途絶えたことで苦しくなり、夫の奨学金の返済も難しくなってきました。

お金を借りる前に親子のライフプラン作成は必須

高校生の大学・専門学校への進学率は高止まりしています。「みんな」が進学することがフツウになっているのですから、大学・専門学校卒業の資格を持っていないとフツウの仕事に就けないのではないかと収入を得ることができないのではないかと心配になります。その心配を乗り越えるためにお金を払って進学させるわけですが、借金をするケースでは、卒業後の返済をどのようにするかをあらかじめ計画しておくことが重要です。

「貸与型奨学金」も「教育ローン」も考え方は同じです。奨学金は子どもが借りて子どもが返済の義務を負いますが、教育ローンは親が借りて親が返済の義務を負うという違いがあります。

ただ、親子の間では、子どもが借りた奨学金を親が援助するとか、親が借りた教育ローンを子どもが家にお金を入れることで返済に充てるなどの約束が内々で行われることも少なくありません。親が返すと言ってくれた奨学金なのに、親が返済初期に亡くなって返済に苦しむ子どもや、子どもが就職したら自分で返すと言ったから教育ローンを組んだのに、子どもが自分の生活で精一杯で返済に回すお金が無く、老後生活費を切り詰める親がいたりします。

借りるときには、返済の始まった生活がどのようなものかを十分に想像し、奨学生の実情をリサーチして、必要最低限だけを上手に利用するようにしましょう。